

交通安全は家庭から

年間スローガン ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で 安心な 北海道 ～

新入学（園）期の交通安全期間 平成31年4月8日（月）～12日（金）

新入学児童・園児の交通事故防止

自転車の安全利用の推進

春になると、新入学児童等が通学・通園を始めます。安全に通学等ができるように、指導や見守りをお願いいたします。

また、運転者は「飛び出し」等の子どもの危険な特性を理解して、安全運転を心がけましょう。



新得町交通安全目標

交通事故死ゼロの日2,000日を達成しよう！3月10日現在1,630日

新得町・新得警察署・新得町交通安全推進協議会
新得交通安全協会・屈足交通安全協会・町民憲章推進協議会
(町民課住民活動係 64-0528)

見守り 新鮮情報

「老若男女誰でも多く収入が得られる」というメールマガジンを見つけ、約30万円で情報商材とソフトウェアを購入したが、ソフトウェアが起動せず、収入が得られない。苦情を伝えると月収1千万円を得られるという上位のコースを

勧められた。「必ずフォローする」「代金50万円を半額にする」と強引に誘われ、断り切れず契約したが、その後連絡はなく、全くフォローもない。

(60歳代 女性)



簡単に高額収入を得られません 「情報商材」のトラブル

簡単に高額収入を得られません。これらの「情報商材」は契約前に内容を確認められないので、安易に信用し事業者には連絡しないでください。

新得町消費者被害防止ネットワーク
(町民課住民活動係 64-0528)

消費生活相談事業

町では、消費生活相談事業を行っています。団体や町内会に出向いての講習も受け付けますので、ぜひご利用ください。

◇ 内容

・消費生活相談

企業と消費者の間の契約におけるトラブルについて、助言やあっせんを行います。

・消費者講習

団体のイベント、会合などにお邪魔して消費生活に関するお話をいたします。内容も高齢者向け、若年者向けなどご相談に応じますので、希望される団体は下記までご連絡ください。

☆消費生活相談は随時受け付けています。契約で困ったことがありましたら、下記までお気軽にご相談ください。



(町民課住民活動係 64-0528)

町内会への加入をお願いします!!

町内会では助け合い、支え合いながら、快適で住みよい「まち」をつくる活動を行っています。町内会ではあなたの力を必要としています。

◆町内会ではこのような活動を行っています
～安全で安心なまちづくり～

・空き巣ねらいなどの犯罪を防ぐため、また子どもたちの交通安全を守るため、夜間の防犯パトロールや登校下校時の見守りをしています。

～交流事業や情報提供を行います～

・新年会やお花見、パークゴルフ大会等の開催
・町や町内会等からのお知らせを町内会回覧板でお知らせします。



※上記は町内会活動の一例です。町内会によって、さまざまな活動が行われます。

※町内会に加入する場合は加入の意思を町内会長にお伝えください。町内会長がわからない場合は下記までお問い合わせください。

新得町連合町内会(64-0528 内線 165)
(所管 町民課住民活動係)

「窓口での届出や証明書の交付の請求には本人確認書類が必要です」

本人になりすました偽りの届け出や各種証明書の請求を防止するため、住民異動届(転入・転出・転居・世帯変更)や各種証明書の発行などの際は、窓口で本人確認を行いますのでご協力ください。



●確認方法

- ① 免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳などの顔写真付きの本人確認書類の提示。
- ② 上記のものをお持ちでないかた
・健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証、介護保険証など、2点以上の提示が必要です。

(町民課窓口係 64-0528)

ペットはルールを守って飼いましょう



★ペットには他人の敷地や歩道で排泄させないでください。実際に「敷地内に排泄されて困っている」という声があり、トラブルとなったケースもあります。

★犬の首輪には鑑札をつけましょう。猫などのペットには首輪に身元がわかるものをつけましょう。

★犬の散歩では、2m以内の鎖に繋ぎ、犬を制御できるようにしましょう。放し飼いは禁止されています。公園などでも鎖に繋ぎましょう。ビニール袋などを持参し、フンは必ず持ち帰って処分しましょう。



排泄物や噛みつき、鳴き声などペットが起こしたトラブルは飼い主の責任となります。飼い主の責任を自覚し、愛情を持ってペットを飼いましょう。



(町民課生活環境係 電話 64-0528、FAX 64-5118)

お引っ越しのシーズンです! 水道の届出もお忘れなく!

水道を使い始めるとき、使用をやめるとき、そのほか変更があった時は必ず届出をお願いします。

開始届

●事前の受付もできます。水道を使い始める日が決まりましたらご連絡ください。

※水道の元栓の閉栓は行っておりませんので、水はすぐに使用できますが、使用開始のご連絡は必ずお願いします。

停止届

●事前の受付もできます。引っ越しや長期不在にされる場合などもご連絡してください。

※停止のご連絡がなかった場合は料金がかかる場合がありますのでご注意ください。

その他の変更

●使用者の名義を変更する場合

●支払い方法や納入通知書の送付先を変更する場合

施設課業務係までお問い合わせください!

(施設課業務係 64-0529)

4月21日(日)は 新得町議会議員選挙の投票日です。

あなたの投票所は

投票区名	投票所名	区 域(町内会)
第1投票区 7:00~ 19:00	新得町公民館	末広、永交、同和、常盤、南進、東進、公営、東泉、平和、共栄、新栄、中和、更生の1、更生の2、昭和、友愛、親交、北親、交睦、親和、双互、高校、広和、あけぼの、栄町、7区、8区、9区、試験場、北栄、北新得、北新得団地
第2投票区 7:00~ 19:00	新得小学校	一心の1、神社町、新生の1、新生の2、新進、西栄、春陽、ひばり、一心の2、春光、つつじヶ丘、若草、ひまわり、さくら、西和、しらかは、10区、11区
第3投票区 7:00~ 18:00	レディース・ファーム・スクール	上サホロ、21区
第4投票区 7:00~ 18:00	佐根農業会館	22区、八栄区、23区、24区、かえて
第5投票区 7:00~ 19:00	屈足総合会館	北友、北星、親友、新緑、朝日の1、朝日の2、日の出、屈足親和、屈足常盤、第1新進、第2新進、屈足東進、誠、鉄南、さわやか、緑、東和、第1北進、第2北進、緑、東和、25区、27区、千代富、屈足新生、34区、35区、36区
第6投票区 7:00~ 18:00	屈足農村環境改善センター	29区、30区、37区、38区、若葉、31区、32区、33区
第7投票区 7:00~ 16:00	富村小中学校	トムラウシ

投票できる方と入場券

投票できる方は、平成31年1月15日までに新得町に住民登録している方で、平成13年4月22日以前に生まれた方です。(但し、選挙人名簿に登録されている事が要件となります。)

※投票を行うまでに町外に転出した場合は投票出来ません。

投票所入場券は、4月17日までに皆様へ郵送する予定です。

投票日には入場券を持参のうえ、指定された投票所にお越しください。入場券を紛失したり、忘れてきた場合でも投票できますので投票所で入場券の再交付を受けてください。

(※もし入場券がお手元に届かない場合は、新得町選挙管理委員会へご連絡ください)

選挙公報につきましては4月19日までに送付いたします。候補者の氏名・経歴・政見等が記載してありますので、投票の参考にしてください。

期日前投票をご利用ください

投票日当日に、仕事やレジャーなどの理由で投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

【期 間】 4月17日(水)~4月20日(土)

【場 所】 役場1階第1会議室、役場屈足支所

【時 間】 午前8時30分~午後8時

(屈足支所は午後5時15分まで)

※期日前投票をされる方は、宣誓書の提出が必要となりますので、入場券の裏面に必要事項を記入の上、ご持参ください。

※入場券が到着する前の投票は本人確認をさせていただきます。

開票は即日です

開票は投票日当日の午後8時10分から役場3階大会議室で行う予定です。開票参観人の受付は、午後7時50分からとなる予定です。

施設等(病院、老人ホーム等)に入所されている方へ

施設等(病院、老人ホーム等)に入所されている方で新得町に住民登録がある方は、選挙を行うことができます。北海道選挙管理委員会が指定する施設となっている場合は、選挙人からの依頼により施設の長から新得町選挙管理委員会へ代理で投票用紙の請求を行い、施設内で選挙を行うことができます。(指定施設以外の施設の場合は、本人が所定の様式で新得町選挙管理委員会へ投票用紙の請求を行い、お近くの選挙管理委員会で投票することとなります。)

選挙について不明な点がございましたら町選挙管理委員会へお問い合わせください。

新得町選挙管理委員会 (64-5111)

空き家活用促進制度を ご存知ですか！！



町では、町内の空き家の解消と定住の促進を目指し、町内の空き家を改修し賃貸する場合、もしくは空き家を購入し改修を行う場合に、改修に必要な費用に対し「奨励金」を交付する制度を実施しています。

空き家の改修を計画されている方は、本制度をご利用ください。なお対象となる住宅や交付の条件などは次のとおりです。

- ☆対象区域 新得町内全域
- ☆対象者要件
 - ・町税および使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。
 - ・住宅の所有者であること。
 - ・次の条件のどちらかを満たしている方
 - ①空き家を改修して他人に賃貸する方
 - ②空き家を購入し、1年以内に改修する方
- ☆対象の住宅
 - ・町内に存在する個人または法人が所有する専用住宅、併用住宅及び共同住宅で、現に居住していない住宅（空き家）
 - ・国、道および町等の行う事業により、移転補償または補助を受けていないこと。
 - ・住宅の建築に対する町の他の助成制度を受けていないこと。
- ☆奨励金額等
 - 空き家改修完了時に「奨励金」を交付
 - ・改修工事施工が町内の業者の場合
改修工事に要した費用の30%以内の額（上限30万円）
 - ・改修工事施工が町外の業者の場合
改修工事に要した費用の20%以内の額（上限20万円）
 - ※いずれも町内商品券「スマイルチケット」で交付します。
- ☆支給までの流れ
 - ・工事着工前に「交付申請書」に必要書類を添えて提出願います。
 - ・交付決定後、改修工事を行い、完了後「実績報告」を提出願います。
 - ・「奨励金」は工事完了後、実績報告を受けて金額を確定し、支給します。
- ☆提出書類
 - ・各申請書類に記載しています。（各種様式は、役場地域戦略室、役場屈足支所にあります。町のホームページからもダウンロードできます。）

◆◆お問い合わせ・連絡先◆◆

地域戦略室地域戦略係

TEL 64-0521

FAX 64-4013

E-mail: chisen@town.shintoku.hokkaido.jp

HP: <http://www.shintoku-town.jp/>

町営住宅入居者募集

(4月1日～4月10日募集分)

☆新規募集住宅

○ 新得地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃 (円)	備 考
さくら団地 (西2条南6丁目) ※子育て世帯向け住宅	21 (平屋)	昭和60	3DK	15,900～31,300	子ども含め3人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり ※H29年度内部改修済み

○ 屈足地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃 (円)	備 考
緑町団地 (屈足緑町1丁目)	28 (一戸建て)	平成8	3DK	19,300～31,700	3人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり

☆継続募集住宅

※以下の住宅は、前回募集(3月15日～3月25日)の住宅です。

原稿印刷の関係上、すでに入居が決まっている住宅も含まれている場合がありますので、
詳細については、ご連絡ください

○ 新得地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃 (円)	備 考
栄町団地 (栄町123番地)	2 (2階)	昭和61	3DK	17,300～32,700	2人以上(所得制限あり) 浴槽、風呂釜あり シャワーと給湯設備なし
アメニティ30 (西1条南4丁目)	110 (1階)	平成2	1R	18,200	単身者用(所得制限なし) ユニットバス 給湯設備あり 備付ストーブあり
アメニティ24 (西1条南4丁目)	302 (3階)	平成3	1DK	22,100	単身者用(所得制限なし) ユニットバス 給湯設備あり 備付ストーブあり
若草団地 (西3条南4丁目)	5 (平屋)	昭和53	2DK	14,400～27,000	1人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり ※H30年度内部改修済み
西和団地 (西2条南3丁目)	20 (2階)	平成8	3DK	22,600～37,700	2人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり

○ 屈足地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃 (円)	備 考
東進団地 (屈足柏町1丁目) ※特定目的住宅	7 (1階) ※バリアフリー	平成11	2DK	18,800～36,400	60歳以上または障がい者 1人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり

《入居資格》

- ・住宅に困っていることが明らかな方。
- ・税金、使用料等に滞納はなく、一定の収入がある方。
- ・連帯保証人がいる方。(町営住宅入居者はなれません)
- ・収入基準に該当する方。(収入基準についてはお問い合わせください)

《申込方法等》

- ・申込用紙は施設課町営住宅係・役場屈足支所に用意してありますので、必要事項を記入して**4月10日(水)**までに提出してください。
- ・入居者の決定は現在お住まいになっている住宅事情や家族数などを総合的に検討して町の入居基準により決定します。
- ・住宅設備など詳細は町営住宅係までご相談ください。



最新の募集情報につきましては施設課町営住宅係までお問い合わせください。

(施設課町営住宅係 64-0529)

スポーツ施設オープン時期到来！！

サホロリバーサイド運動広場 4月28日(日)オープン予定 ※11月4日(月)まで

○パークゴルフ場

- 今シーズンも被害を受けなかったコース（14ホール）のみの利用となります。
※全面オープンは平成32年4月予定。
- 全面復旧するまでの間は、**料金無料**です。
- 利用時間は、午前8時30分から午後6時30分までです。（季節により閉場時間は早まります）

○スポーツ芝生広場

- 利用時間は、午前8時30分から午後7時までです。（季節により閉場時間は早まります）
- 今年度から夜間照明は使用できなくなりますので、予めご了承ください。
（夜間は、陸上競技場の人工芝サッカーグラウンドをご利用ください）
- 団体での占有使用及び行事で利用する場合は、利用する日の7日前までに町民体育館（64-6154）にお申し込みください。
- 個人での使用は申し込み不要ですが、団体等が予約利用している場合は、使用することができません。

(単位円)

利用料金	区 分	1時間
	小中学生	500
	高校生以上	1,000
	入場料を徴収する場合	3,000

- ※ 料金は、一般コート1面当たりです。
- ※ 町内の社会教育団体及び学校については減免されます。



○芝生ランニングコース

- 台風被害により、使用できない区間がありますので、ご了承ください。※全コースオープンは平成31年夏頃予定。
- 期間内であれば、どなたでも自由に利用できます。
- 記帳台が設置してありますので、利用の際は使用者台帳に記入していただくようご協力願います。（パークゴルフ場に設置）
- ランニングコース内の「犬の散歩」は禁止しますのでご協力をお願いします。



サホロリバーサイド運動広場陸上競技場オープン！！

【期 間】 4月7日(日)～11月30日(土)

【時 間】 午前8時30分～午後9時00分

【利用料金】

区 分	1時間	夜間1時間
幼児、小・中学生	1,000	1,500
高校生以上	2,000	3,000
入場料を徴収する場合	6,000	9,000

※料金は、トラック及びインフィールドを含んだ全面です。
※町内の社会教育団体及び学校については、減免されます。

【申 込】

団体での占有使用及び行事等で利用する場合は、利用する日の7日前までに町民体育館（64-6154）にお申し込みください。



※ 天候の状況によっては、オープンが延期になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(社会教育課社会体育係 64-0532)